

○ 住宅状況調査に係る補助対象等について

令和2年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第23条第3項に基づき、補助対象住宅の調査補助対象額の上限等について、次のとおり定める。

① リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションに要する費用（補助対象額の上限：15万円/戸）

・知事が指定した技術者が実施する住宅状況調査であって、本事業所定の報告書の作成費用を対象とする。

(交付申請時の提出書類) 現況検査チェックシート又は状況調査書の写し
技術者が所属する建築士事務所登録証の写し
(完了実績報告時の提出書類) 領収書等の写し
(技術者が所属する建築士事務所発行のもの)

② リフォーム工事の履歴情報の作成に要する費用

履歴情報の作成として補助対象とするものは次のとおり。

イ) 指定技術者によるリフォーム計画の作成費用（補助対象額の上限：6万円/戸）

リフォーム計画（工事の内容）及び当該計画が評価基準等に適合していることを確認できるようにするための図面の作成に係る費用を対象とする。

(交付申請時の提出書類) 図面の写し
(完了実績報告時の提出書類) 領収書等の写し
(技術者が所属する建築士事務所発行のもの)

ロ) 指定技術者によるリフォーム計画の評価基準への適合性確認等に係る費用（補助対象額の上限：6万円/戸）

指定技術者が、リフォーム計画が評価基準等に適合していることを確認・証明するために作成する設計内容説明書の作成費用を対象とする。

(交付申請時の提出書類) 設計内容説明書
建築士事務所登録証の写し
(完了実績報告時の提出書類) 領収書等の写し
(技術者が所属する建築士事務所発行のもの)

ハ) 指定技術者によるリフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用（補助対象額の上限：6万円/戸）

指定技術者が、現地にて工事結果の評価基準等への適合性を確認・証明するための費用を対象とする。

(完了実績報告時の提出書類) 現地確認報告書
領収書等の写し
(技術者が所属する建築士事務所発行のもの)
建築士事務所登録証の写し

③ 指定技術者による維持保全計画の作成に要する費用（補助対象額の上限：3万円／戸）

- ・維持保全計画を作成するための費用を対象とする。
- ・維持保全計画は、部位ごとの対象事象および点検の時期等、評価基準や増改築認定基準で必要とする内容が示されたものとする（書式は任意）。

（交付申請時の提出書類） 維持保全計画の写し

（完了実績報告時の提出書類） 領収書等の写し

（技術者が所属する建築士事務所発行のもの）